

## 多摩市たま広報及び公式ホームページ等広告掲載等取扱基準

平成20年	9月20日	施行
平成21年	3月16日	改正
平成22年	3月1日	改正
平成23年	11月15日	改正
平成25年	6月20日	改正
平成28年	3月5日	改正
平成31年	1月22日	改正
令和2年	1月24日	改正
令和3年	1月25日	改正
令和4年	1月20日	改正
令和5年	1月20日	改正
令和6年	1月22日	改正

(趣旨)

第1条 この基準は、地域産業及び地域経済の振興、自主財源の確保等を図るため、多摩市が編集・発行する「たま広報」及び多摩市が管理・運用するホームページ（以下「ホームページ」という。）等秘書広報課が所管する情報媒体に広告を掲載することに関し、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この取扱基準において「広告主等」とは、広告主及び広告代理店をいう。

(掲載できる広告の範囲)

第3条 掲載できる広告の範囲は、市の信用及び品位を損なうことのないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (2) 政治活動又は宗教活動（布教及び宗教的意味をもたないものを除く。）に係るもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (4) 社会問題、意見広告及び個人宣伝に係るもの
- (5) 投機的商品及び靈感商法など不良商法と認めるものの広告
- (6) 消費者金融、出資者及び出資金の募集広告
- (7) 求人の広告
- (8) 債権取立て、回収等の広告
- (9) 特殊な結社団体の広告
- (10) 興信所等の広告
- (11) 法規に触れる危険物の販売広告
- (12) 法律の定めのない医療類似行為その他危険を伴う民間療法の広告

- (13) 人権を害するおそれがある広告
- (14) 法律で禁止されている商品や無認可商品、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供する広告
- (15) 他をひぼう、中傷又は排斥する等社会的に不適切な広告
- (16) 多摩市暴力団排除条例（平成 25 年多摩市条例第 14 号）第 2 条第 1 号から 3 号までに規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者が経営支配する事業者等若しくは暴力団若しくは暴力団員の威圧を利用し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与している事業者等に係る広告
- (17) 重大な法令違反その他社会的信用を著しく損なうような問題を起こした事業者並びに行政処分又は刑事処分等の不利益処分を受け、改善がなされていない事業者に係る広告
- (18) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っている事業者、役員又はこれに準ずる者が破産者で復権を得ない者に係る事業の広告
- (19) 市税を滞納している者の事業の広告
- (20) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのある広告
- (21) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたす広告
- (22) 法令等に基づく許認可等を受けていない事業者、商品又はサービスに係る広告
- (23) 実態、責任の所在、目的及び内容が不明確な広告
- (24) その他掲載する広告として妥当でないと認められるもの

（掲載順位）

第 4 条 掲載する広告の順位は、次の各号の順序とする。ただし、同順位のものから募集枠以上に申込みがあるときは、抽選により決定する。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 民間企業のうち公共的性格のある企業で、市内に事業所を有するもの
- (3) 前号に規定するもの以外の民間企業で、市内に事業所を有するもの
- (4) その他広告を掲載する企業又は団体として妥当であると市長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、印刷物等の内容等を考慮し、効果的な広告をすることが望ましいと認められる場合は、掲載順序を変更することができる。

（掲載位置）

第 5 条 広告掲載の位置は、多摩市長（以下「市長」という。）が指定する位置とする。

（広告の募集）

第 6 条 広告の募集は、原則としてたま広報及びホームページに掲載し、随時行うものとする。

（申込み）

第 7 条 広告の掲載を希望する広告主等（以下「広告掲載希望者」という。）のうち、たま広報への広告の掲載を希望する者は広告掲載申込書（たま広報用）（第 1 号様式）に

より、ホームページへのバナー広告の掲載を希望する者は広告掲載申込書（バナー広告用）（第2号様式）により、広告原稿を添えて、市長に申し込むものとする。

2 広告掲載希望者は、多摩市契約事務規則（昭和39年多摩市規則第10号）第35条に定める指名業者登録名簿に登録されていない場合は、前項の申込みの際、次に掲げる書類を市長に提示又は提出しなければならない。

(1) 申請する日から1年以内に発行された登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（国、地方公共団体、公社、公益法人及びこれらに類するもの、個人事業主、市民団体、法人格のない任意団体等及び個人を除く。）

(2) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びこれらに類するものにあつては、根拠法令条文の写し及び代表者名を確認できる公的な書類

(3) 市外の法人、個人事業主及び個人にあつては前年分の市税の納税証明書。ただし、収益事業を行っていない学校法人にあつては、財務諸表その他の収益事業を行っていないことが証明できる書類。ただし、次に掲げる法人にあつては、財務諸表その他の収益事業を行っていないことが証明できる書類

ア 収益事業を行っていない法人

イ 学校法人又は私立学校法（昭和24年第270号）第64条第4項の規定により専修学校若しくは各種学校の設置のみを目的として設置された法人であつて所得の9割以上を学校法人事業に充てているもの

ウ 社会福祉法人であつて所得の9割以上を社会福祉事業に充てているもの

エ 更生保護法人であつて所得の9割以上を更生保護事業に充てているもの

(4) 市内の法人、個人事業主及び個人にあつては市税の納税状況の閲覧及び謄写承諾書（第3号様式）

(5) 個人事業主にあつては開業届の写し（新規事業の場合は事業計画書）及び直近の確定申告書（決算期前の場合を除く）

(6) 市民団体、法人格のない任意団体等にあつては規約又は定款及び直近の決算報告書（決算期前の場合には予算書）

(7) 個人及び開業前の個人事業主は運転免許証、旅券、個人番号カード表面等顔写真付の公的な本人確認書類

(8) 多摩市暴力団排除条例に係る誓約書（第4号様式）

(9) 業務内容等がわかる書類

(10) 業種により必要とされる資格証明書、届出書、許可証等の写し

(11) その他、掲載を希望する広告が第3条各号に該当しないものであることを確認するため、市長が必要と認める書類

3 同一の年度において、同一の広告掲載希望者から広告の掲載の申込みが複数あるときは、2回目以降の申込みにおける前項第1号から第10号までに掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、当該書類の内容に変更がある場合は、変更後の内容を明らかにする書類を提出するものとする。

（掲載の決定）

第8条 市長は、前条の申込みがあつたときは、掲載の可否を決定し、その結果を広告掲

載決定通知書（たま広報用）（第5号様式）若しくは広告掲載決定通知書（バナー広告用）（第6号様式）又は広告非掲載決定通知書（第7号様式）により広告掲載希望者に通知するものとする。

（掲載決定変更の申請）

第9条 広告掲載の決定を受けた広告主等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載決定変更申請書（第8号様式）により市長に申請することができる。

- (1) 別表1に規定する規格について、既に決定を受けた規格を当該規格より拡大することを希望する場合
- (2) バナー広告のホームページの掲載の階層について、既に決定を受けたホームページのトップページ以外からトップページへ変更することを希望する場合
- (3) その他、市長が特に必要と認める場合

（変更の決定）

第10条 市長は、前条の規定により、変更申請があったときは、その内容を審査して変更の可否を決定し、広告掲載変更決定通知書（第9号様式）又は広告掲載変更不可決定通知書（第10号様式）により、申請者に通知するものとする。

（広告掲載料の納付及び経費の負担等）

第11条 広告主は、広告掲載料として、たま広報の広告にあっては別表1に定める額を、バナー広告にあっては別表2に定める額を、市長が指定する方法により納付しなければならない。ただし、広告代理店が市長に納付する額については、この限りでない。

- 2 第17条第1号ア後段の規定により規格の大きさが縮小された場合においても、広告掲載料は変更しない。
- 3 前条の規定により広告掲載変更決定を受けた場合の広告掲載料は、たま広報の広告にあっては変更決定後の規格に応じ別表1に定める額とし、バナー広告にあっては、トップページ以外に掲載した月数に応じ別表2に定める額とトップページに掲載する月から掲載を終了する月までの間の月数に応じ別表2に定める額の合計とし、市長が指定する方法により納付するものとする。ただし、広告代理店が市長に納付する額については、この限りでない。
- 4 広告掲載変更決定後に広告主が納付すべき広告掲載料の額は、別表3に定める算出方により算出する額とする。
- 5 広告の版下原稿は広告主等の負担で作成し、市長が指定する方法及び期日までに提出するものとする。

（掲載の取消し）

第12条 市長は、広告の掲載決定後においても、次のいずれかに該当する場合は、掲載を取り消すことができる。

- (1) 市長が指定する期日までに版下原稿が提出されないとき。
- (2) 市長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (3) 市長がたま広報の編集又は発行に支障があると認めるとき。
- (4) 市長がホームページの更新又は運用に支障があると認めるとき。
- (5) 第3条に違反したとき。

(広告掲載料の返還)

第13条 たま広報への広告掲載の決定後、広告主等の責に帰さない理由により、広告掲載がなされなかった場合は、広告掲載料の一部又は全部を返還する。

2 バナー広告掲載期間内に、市の責に帰すべき理由によりホームページを閉鎖した場合は、別表4のとおり広告掲載料を返還する。

3 前2項の規定により、広告掲載料の一部を返還する場合、1月に満たない場合には日割り算出した額を還付するものとする。

(広告主等の責務)

第14条 広告主等は、掲載された広告の内容等に関する全ての責任を負うものとする。

2 広告主等は、広告の内容等が第三者の権利を侵害していないこと又は権利処理が完了していることを市長に対して保証するものとする。

3 広告主等は、第三者から広告に関連し損害賠償請求等がなされた場合は、広告主等の責任及び負担において解決するものとする。

(損害賠償)

第15条 広告主等は、広告掲載後、その責に帰すべき理由により、市に損害を与えた場合は、それにより生じた損害を市に賠償するものとする。

(広告付き封筒の受入れ)

第16条 市長は、広告が掲載された封筒(以下「封筒」という。)を受け入れることができる。

2 封筒の受入れ決定は、この基準に基づき各所管課長が判断するものとする。

3 封筒の受入れを決定した場合は、提供者と封筒の作成等に関する書面を交換するものとする。

(たま広報の広告規格等)

第17条 たま広報の広告の規格等は次に定めるとおりとする。

(1) たま広報の広告の規格等は、次の要件を満たすものとする。

ア 規格の大きさは、縦9センチメートル、横6センチメートルを基準枠とし、別表1のとおりとする。ただし、紙面編集の都合により、95%の大きさまで縮小することができる。

イ 色は2色とし、市長が別に定める。年度途中で変更する場合は、変更するたま広報の発行日の3箇月前に通知する。

(2) 掲載位置及び掲載枠は、原則として最終面の1ページ前の下段に掲載し、基準枠で面につき最大4枠とする。ただし、特別号は市長の定める位置に掲載する。

(3) 広告主等は、版下原稿作成前に必ず市に協議した上で、市長が指定する日までに当該版下原稿を提出しなければならない。

(バナー広告の規格等)

第18条 ホームページのバナー広告の規格等は、次のとおりとする。

(1) バナー広告の規格等は、次の要件を満たすものとする。

ア 大きさは、横318×縦159ピクセルとする。

イ ファイル形式は、J P E G又はG I F形式で50キロバイト以内とし、アニメーション

ンは使用できないものとする。

ウ 代替テキスト（ALT属性）は、企業、団体等の正式名称とする。

エ J I S規格を遵守し、アクセシビリティに配慮したものとする。

(2) 掲載位置及び掲載枠数は、市が指定する位置及び枠数とする。

(3) 広告主等は、版下原稿作成前に必ず市に協議した上で、市長が指定する日までに当該版下原稿を提出しなければならない。

(4) 広告掲載期間は、1箇月とする。ただし、ホームページ更新等に支障のない範囲内で、12箇月まで掲載期間とすることができる。

(5) 掲載開始日は当該掲載を開始する月の最初の開庁日とする。掲載終了日は当該掲載を終了する翌月の最初の開庁日とする。

(6) 広告の掲載は、広告掲載希望1回につき、1枠を使用することを原則とする。

(7) バナー広告のリンク先がウイルスに感染したと認められた場合は、直ちに市に報告を行なうこと。ウイルスの感染が完全に解消され、安全の証明ができるまで掲載は不可とする。

(適用除外)

第19条 広告代理店については、第11条の規定は適用しない。

(その他の媒体の扱い)

第20条 市長は、たま広報及び公式ホームページ以外の情報媒体に掲載する広告を募集する場合に、この基準を準用することができる。

(その他)

第21条 この取扱基準において、実務における通知書の決定は、企画政策部広報担当課長を決裁権者とする。

附 則（令和5年1月20日決定）

1 この基準は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の基準の規定による広告掲載の申込み、広告掲載決定の変更の申請その他の準備行為は、この基準の施行の前においても行うことができる。

附 則（令和6年1月22日決定）

1 この基準は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正後の基準は、施行日以後に発行する広報に掲載する広告及びホームページのバナー広告について適用し、施行日前に発行する広報に掲載する広告及びホームページのバナー広告については、なお従前の例による。

3 改正後の基準の規定による広告掲載の申込み、広告掲載決定の変更の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

別表 1 (第 11 条、第 17 条関係)

区分	規格	広告掲載料
1号 (基準枠)	9センチ×6センチ	45,000円
2号	9センチ×12センチ	90,000円
3号	9センチ×18センチ	135,000円
4号	9センチ×24センチ	180,000円

別表 2 (第 11 条関係)

掲載月数	市公式ホームページ		左記以外で市が管理・運用するホームページ
	トップページの 広告掲載料	トップページ以外の 広告掲載料	トップページの 広告掲載料
1箇月	20,000円	10,000円	5,000円
2箇月	39,000円	20,000円	-
3箇月	57,000円	30,000円	15,000円
4箇月	74,000円	40,000円	-
5箇月	90,000円	50,000円	30,000円
6箇月	105,000円	60,000円	-
7箇月	119,000円	70,000円	-
8箇月	132,000円	80,000円	-
9箇月	144,000円	90,000円	-
10箇月	155,000円	100,000円	-
11箇月	165,000円	110,000円	-
12箇月	174,000円	120,000円	-

別表 3 (第 11 条関係)

種類	変更決定後に納付すべき広告掲載料の額
たま広報	変更決定後の規格に応じ別表 1 に定める額から納入済みの広告掲載料を差し引いた額
バナー広告	トップページ以外に掲載した月数に応じ別表 2 に定める額とトップページに掲載する月から掲載終了までの間の月数に応じ別表 2 に定める額の合計から変更決定前に納入済みの広告掲載料を差し引いた額

別表 4 (第 13 条関係)

閉鎖した時間	返還する額
初 日 3時間以上24時間以内	1か月広告掲載料の3%
2日目以降 24時間毎	閉鎖日数×1か月広告掲載料の3%